熊本地震復興応援定期積金

令和8年11月2日現在

商品名	熊本地震復興応援定期積金 【自動振替専用】
販売対象	法人及び個人（個人事業主を含む）
契約期間	3年
掛込 (1)掛込方法 (2)掛込金額 (3)掛込単位	 定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 10，000円以上 1，000円単位
払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利息（給付補填金） (1)適用金利 (2)給付補填金の支払い方法 (3)計算方法	 年1．00%（税引前） ※契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 給付補填金は満期日以降に一括して支払います。 給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算。
税金	個人の方は、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には復興特別所得税が課税されますので、20．315%（国税15．315%、地方税5%）の分離課税がかかります。 法人は総合課税となります。
手数料	ー
付加できる特約事項	普通預金等からの自動振替による掛込金の受入となります。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、中途解約日現在の普通預金利率にて利息相当額を計算し、積金の掛金残高相当額とともに支払います。
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボード及び、窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課（9 時～17 時、電話：0957-27-0088）にお申し出ください。 紛争解決措置　天神弁護士センター（電話：092-741-3208）、北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）、久留米センター（電話：0942-30-0144）の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。

その他参考事項	(1)満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率より計算します。 (2)払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 (3)原則として担保預金としての取扱は行いません。 (4)本商品は、お取扱期間中であっても金融情勢の変化等により、予告なくお取扱い内容の変更や販売を終了することがあります。
寄附について	(1)当金庫が販売する「熊本地震復興応援定期積金」の募集総額の 0.25%にあたる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫から寄附させていただきます。 (2)ご契約者には、寄附金のご負担はありません。 (3)募集総額とは、当金庫が販売する定期積金の掛金総額(給付補填金は含みません)の合計です。
預金保険について	預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険によって元本1，000万円までとその利息が保護の対象となります。 当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1，000万円までとその利息が保護されます。